

令和5年度 庄内町会計年度任用職員（一般補助職）登録者募集要項

令和5年度の会計年度任用職員（一般補助職）の採用について、以下のとおり登録者を募集します。

1 募集職種 （※）付きの職は、資格の有無で報酬額が異なります。

番号	職 種	勤務時間	資格等 ○お持ちであれば尚可 ●必須	就業場所
1	事 務 補 助	3～6時間以内	○パソコン操作	役場・各施設
2	事 務 補 助	6時間超	○パソコン操作	役場・立川総合支所
3	保 育 補 助	6時間以内	(資格なし)	子育て支援センター
4	学 童 保 育 補 助 (※)	6時間以内	●学童支援員	狩川まちづくり センター
5			(資格なし)	
6	幼稚園保育補助	6時間以内	(資格なし)	町 内 各幼稚園 ★余目第三幼稚園 のみ
7	預かり保育補助	早朝 2時間以内	(資格なし)	
8		午後 5時間以内		
9		★土曜日 6時間以内		
10	幼稚園事務補助	5時間以内	○パソコン操作	
11	学 校 事 務 補 助	6時間以内	○パソコン操作	町 内 各学校
12	図 書 事 務 補 助	4時間以内	○パソコン操作	余目中学校
13	調 理 補 助 (※)	7時間以内	●調理師免許	学校給食 共同調理場
14			(資格なし)	
15	野 外 活 動 指 導 員	4時間（週2日） （4月、11月～3月）	(資格なし)	大 中 島 自 然 ふれあい館
		7時間程度 （5月～10月）		

2 応募要件

- (1) 年齢・性別・住所不問。ただし、通勤可能な方。
- (2) 業務によっては、面接試験等を行う場合があります。
- (3) 業務によっては、資格を要するものがあります。詳細については1募集職種の資格等欄をご覧ください。

3 待遇(庄内町会計年度任用職員の任用等に関する規則等に基づきます。)

- (1) 報酬(令和4年4月1日時点) ※金額は全て6時間勤務の場合の報酬額であり、勤務形態や勤務時間等に応じて日額又は月額により支給します。また、規則の改正により報酬金額が変更になる場合があります。

職種	月額報酬(円)	日額報酬(円)	備考
事務補助	114,300円以上	5,690円以上	
保育補助	124,500円以上	6,200円以上	学童支援員
	117,000円以上	5,820円以上	
調理補助	126,800円以上	6,310円以上	有資格者
	114,300円以上	5,690円以上	
野外活動指導員	117,000円以上	5,820円以上	

- (2) 期末手当
勤務時間や任用期間等の要件を満たした場合、期末手当を支給します。
- (3) 通勤費
要件を満たした場合、通勤距離に応じた通勤費を支給します。
- (4) 年次有給休暇等
勤務形態に応じて別途定めた日数を付与します。
- (5) 社会保険等
雇用条件等に応じて資格取得要件を満たす方は、山形県市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険に加入します。

4 採用者の決定

応募者を名簿に登録し、採用の必要が生じたときに希望された職種の登録者の中から、書類または面接による選考を経て採用者を決定いたします。

ただし、登録制のため、採用されない場合もありますのでご了承ください。

令和5年4月1日付の採用者の決定及び通知は、3月中旬までに行う予定です。

5 申込方法について

登録申込書を庄内町役場総合案内、狩川まちづくりセンター内立川総合支所総合支所係、清川まちづくりセンター、立谷沢まちづくりセンターへ提出ください。様式は提出先でお取り寄せいただくか、町のホームページからもダウンロードしてご利用できます。郵送を希望される場合は、お問い合わせください。

【提出書類】

- 「庄内町会計年度任用職員(一般補助職)登録申込書」
(添付書類等) ・縦4cm×横3cmの写真(申込書の所定の欄に貼り付けてください)。
・資格を要する職種をご希望の方は、その資格証明書の写し

6 申込受付について

令和5年4月1日付で採用を希望される方の登録申込み締め切りは、令和5年1月20日(金)です。4月1日付で採用されなかった場合でも、登録は令和5年度中有効です。

4月1日以降に採用を希望される方の登録申込みは、随時受け付けます。(土、日、祝日を除く平日8:30~17:15)

7 注意事項

- (1) この登録は、令和5年度に限り有効です。
- (2) 面接等のご案内については、登録申込書に記載されてある連絡先へ連絡いたします。
- (3) 業務上知り得たことについての守秘義務が生じます。勤務される場合は十分に注意してください。
- (4) 登録を取り消す際は、下記までご連絡ください。

8 お問い合わせ先

庄内町役場総務課総務係 電話(0234)42-0127